

一般質問

令和3年12月開催の定例会にて、5名の議員が村政について質問を行いました。連絡船にしきの欠航により、一般質問の順番が変更になりましたが、通告順に記載します。

綾とおる議員



一問一答方式

「西ん風バスポート」

制度の明確化と即日

交付を求める

問 高齢者に大変重宝され喜ばれている「西ん風バス

ポート」だが、パスポートを根拠づける定めがなく、は、月4～5人ほど。事前

準備で即日交付するよう改善を求める。

答 70歳を迎える住民に対し敬意を表すものとして実施してきた。要綱を定め整備する。即日交付について事務方と確認できた。要綱の整備などと併せ、年明け、または新年度施行で準備する。



がん検診の改善を

問 村では毎年バリウムによる胃がん検診（胃部エッ

クス線検査）を行い、早期

発見・早期治療で村民の健

康増進をはかる取り組みを

している。本村、式根島の

胃がん検診の受診率はどうなっているか。（東京都の

平均は30%）

答 本村と式根島で大きな差がある。要因として考えられるのは何か。

答 検診車によるバリウム検査で、式根島では実施できず、連絡船で本村まで来なければならないことが負担となり影響していると思う。（さわやか健康センター事務長）

答 厚労省の指針は、「市町村は、バリウム検査および胃カメラ検査を併せて提供しても差し支えなく、受診者がどちらかを選択する」（平成28年指針）としている。バリウム検査で「要精密検査」となれば、本土の病院で胃カメラ検査を受けることになり、二度手間で



答 令和2年の実績で、本村9%、式根島3・4%となっている。（受診対象者40歳以上の住民）

時間もお金もかかり負担が大きい。現行の方式では、式根島からの検診は地理的、時間的に大きな負担、格差がある。さわやか健康センターでバリウム検査、式根島で胃カメラ検査を実施するなど、受診者が選択する方法は考えられないか。

答 胃カメラ検査は洗浄の問題で実施に至っていない。式根島の住民には不便をかけている。検査の実施方法・選択制については調査・検討していく。



一問一答方式

気候危機打開へ!
計画確立を急ぎ
実行着手へ

答 専門家の調査・分析、
村での検討、方針の確立を
し、住民とともに具体的取
り組みや目標時期を盛り込
む方針を定めたい。
再エネ施設は、NEDO
(国立研究開発法人・産業
技術開発機構) 実証実験
の設備11件、民間4件の15

問 さまざまな気候温暖
化対策が、2030年を
目標に、世界各国で取り
組まれている。新島村の
計画の確立と実行が求め
られる。9月議会で「温
暖化対策は行政の責務」
と答弁している。新島村
の再生可能エネルギー施
設の導入と活用の状況は
どうなっているか。

答 村として計画・実施
することがあればお知ら
せする。(民生課長)
理科・社会などの授業
の中で再エネに理解を深
めるよう努めている。各
学校の発電パネルの掲示
も学習の機会を得ている。

問 國際的にも若者の団
体が提言などを発表し、
気候温暖化に対する不安
が大きい。気候温暖化で、
被害を最も受ける若者、
新島村の未来世代が、村
の協議・検討・政策立案

件。風力発電設備は解体
撤去工事中。大原ソーラ
ー発電設備は東電に譲渡。

各施設で活用され、間々
下温泉は、ヒートポンプ
導入で年間150万円の
燃料費軽減がはかられて
いる。(民生課長)

(教育長)

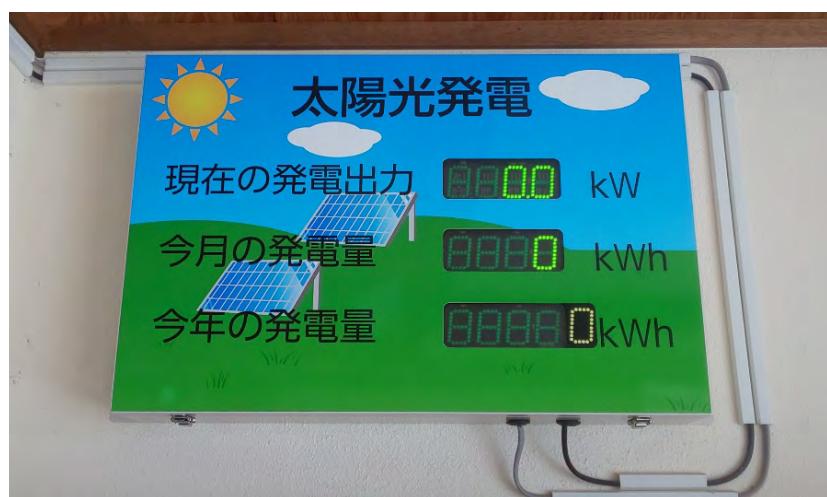
問 対策を進めていくう
えで、エネルギーの地産
地消の点からも、個人宅
の屋根上の太陽光発電設
備の設置は有効だ。国や
都と連携し、支援策の具
体化が必要だ。(個人宅
での設置は25件)

答 光熱費の削減、災害
時の利活用、省エネ再工
ネの意識向上などメリッ
トが多く、有効だ。現在、
支援策は実施していない
が、今後、新島村に適合
した支援を考えたい。

(民生課長)

過程に参加することが必
要だ。

答 検討の過程では、幅
広い住民に参加いただいた
い。



▲「今日はどうかな」発電量が一目で分かるモニターパネル。(式根島小学校)



問 新島村のSDGs
(持続可能な開発目標)

答 住民レベルでも直ぐにできることがあるのでないか。例えば、

- ①ゴミの減量化（生ゴミは庭や畑に埋める・草木は畑に埋め、または焼く・廃材や廃棄機器類の他目的利用・ウエス用衣類の分別収集）
- ②エアコン設定温度調節
- ③風呂水の節水
- ④電気器具のまめなオン・オフ
- ⑤水道蛇口のまめな開閉

等々、個々に見れば微々たるものも、村全体で取り組めば大きな成果に繋がる。



▲式根島神引安全型処分場



新島村のSDGs
(持続可能な開発目標)

- ⑥植林
⑦山林活性化のための手入れ

答 世界中で温室効果ガス削減等の環境保全対策が義務づけられており、当村が対策を進める上でも住民の協力が不可欠である。住民の理解をいただき、

新島村ハザード
マップについて

答 津波対策の避難タワーや避難路を設置し、津波避難困難地域を解消した。集中豪雨や大型台風による崖崩れや土石流対策が急務であるが、特に若郷地区で頻発している。対策実施箇所のハザードマップについて

問 津波浸水予測や水位、土砂災害警戒区域、津波避難所や避難場所、土砂災害避難所のほか、避難対象区域、避難目標地点、特別警戒区域等々、避難に関するポインツを細かく表示している。避難タワーや避難階段の設置、警戒区域の補強、或いは劣化等で、被害が甚大で、これが中

れ、直ぐにでも進めてみる価値はあると思うが、いかに。

できる所からやつて行こうと思つてるので、今できる事を検討し、併せて住民の協力が得られるよう推進していく。

お、マップ更新周期や更新目安、また、津波災害等での協力が得られるよう推進の対応策等が決まっていたら、お示し願いたい。

答 津波対策の避難タワーや避難路を設置し、津波避難困難地域を解消した。集中豪雨や大型台風による崖崩れや土石流対策が急務であるが、特に若郷地区で頻発している。対策実施箇所のハザードマップについて後更新の際に検証し、反映したい。マップ更新に関する決まりは無いが、実施済み対策や災害の甚大化、村の現状等を考慮し、近いうちに更新したい（令和4、5年目途）。

善や悪化が進んでいる区域もあると思うが、改善、悪化別にご教示願いたい。な

困難と判断された場合は、島外避難を視野に都と連携を図る。



式根島学園の今後の方向性について

式根島学園の今後の方向性について

式根島学園は現在、小

学生25名、中学生13名、9学級を維持しているが、令和9年は6学級となり、児童生徒数も半減以下の17名となる見込み。勢い教職員

数の半減が予想されるが、小中2校の併用では使い勝手が悪く、学園運営上も非効率である。

このままでは閉校の懸念もあるため、何らかのインセンティブを付けての移住や就学誘致が不可欠と思量する。

この状況を鑑み、検討を重ねてきた式根島学園推進委員会、学校運営連絡協議

会の資料に基づいて伺う。
施設一体型校舎建設に向けて、令和3年度（在り方検討）から令和7年度（着工等）を経て、令和9年度（完成）まで、時系列の予定が示され、また、学校運営連絡協議会資料には、令和3年6月、「前教育長より令和7年度着工計画発表」と記されているが、ここに来て役場上層部の意見に齟齬が生じているとのことである。つまびらかにご教示願いたい。

答 指摘のとおり、一貫教育校年次計画（案）で、令和9年度開設までの構想が記されている。教育委員会も開園当初から年次計画構想を進めており、令和9年度一体型校舎建設を想定し、村関係部局と検討等している。この設定目標は、あくまでも教育委員会および協議会等の内部資料（案）

で、目標達成までの最短の希望案であり、前教育長、教育課長は折に触れ、計画は常に予定通りに進むとは限らない旨、説明している。重要な計画であるが、大規模のため村全体の事業との兼ね合いが必要になる。令和9年度開設のためにには、現在進めている村全事業をストップする程の変更が必要で、中期計画上からも不可能である。

教育委員会は、村の全体計画の中で検討・協議を続けており、これから施設一体型校舎検討委員会を立ち上げ検討をしていく中で、村の計画に乗せていく流れとなる。そうした現状把握と認識が、教育委員会と学級不足と反省したい。

「在り方検討」と併せながら、中期計画に沿って進めており、あくまでも村全体計画の中でのオーライズされた計画が基本なので、それぞれの想いが先行し過ぎないようお願いしたい。

当初の目標から2年遅れとなるが、現在進めている検討委員会」で、今後3年掛けて検討し、令和7年調査、8年基本設計、9・10年建設、11年開設との希望を持っている。

ご提案の「移住」や「就学誘致」による児童生徒の確保は、小・中・高も含めての学校運営上の問題解決に必要と思っているが、ソ

フト、ハード面共に課題多く難題のため、地域全体で考え、進めていけるようご協力ををお願いしたい。



▲現在の式根島学園(式根島中学校)。「一体型施設の在り方検討委員会」での協議に注目していただきたい。

80件を対象にしたが、今回は79件だった。仲介をした商工会に訊いたが、令和元年度の売上げと比較して30%減の条件は厳しいという意見はなかった。それから大幅減になつたのはキヤンペーンだが、売上げに多少プラスになっている。
(産業観光課長)

答 ネット販売は村が手数料等に200万円補助している。これを開始してから売り上げがプラス300万円ぐらいに上がっているので成果が出ている。ICT補助は来年度も予算要望していく。
(産業観光課長)

問 その他、村はICT活用事業、通販手数料の一部補助をやつたが、この成果はどうなのか？ 来年度以降も続けていくのか？

答 地方交付税は、国が必要な財源の確保と交付基準の策定を行い、地方行政の計画的な運営を保証するものである。基準財政需要額から基準財政収入額を減じた額が交付基準となり、新設されたデジタル社会の推進は基準財政需要額に加算されるものになる。
(村長)

問 前回の一般会計の補正予算で地方交付税が確定し、3億円近くの増額となつた。この要因の一つに地域デジタル社会推進の経費が含まれ、地域住民を主な対象とする取り組みと、地域社会を主な対象とする取り組みに半々ずつ充当する予算の見積りは？

答 ネット販売は村が手数料等に200万円補助している。これを開始してから売り上げがプラス300万円ぐらいに上がっているので成果が出ている。ICT補助は来年度も予算要望していく。
(産業観光課長)



一問一答方式

地域社会のデジタル化はどこまで進んでいるか？

問 都の指示待ちっていうことか？

答 地方交付税は、国が必要な財源の確保と交付基準の策定を行い、地方行政の計画的な運営を保証するものである。基準財政需要額から基準財政収入額を減じた額が交付基準となり、新設されたデジタル社会の推進は基準財政需要額に加算されるものになる。
(村長)

問 e-Taxのマイナンバーカード方式(2次元バーコード)とICカードリーダライタ方式のどちらが便利ですか？

答 デジタル化といつても国・都道府県、地方自治体の中では、整合性がとれたものを考えていかなければならない。国や東京都が示すものを見て検討していくので、今のところ具体的な事業は特にならない。
(企画調整室長)

- マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応のスマートフォンを利用してe-Taxができます。

- ICカードリーダライタは不要です。**

- 事前準備はアプリのインストールのみです。**

- マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用してe-Taxができます。

- 後の画面で、e-Taxを行うためにパソコンへの設定を行う必要があります。

- ICカードリーダライタの対応機種はこちらから確認**

- 税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用し、e-Taxができます。

- 申告書の控えと一緒に保管していないかご確認ください。

- マイナンバーカード、マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）は不要です。

答 村は住民の皆さんのために仕事をしていて、住民のためになる事業でデジタル化していく。
(企画調整室長)

ルに必要な部分があれば検討していく。
(企画調整室長)

▲年々改善が進む所得税確定申告e-tax。今年はスマートフォンを活用した提出機能の強化、スマートフォンのカメラより源泉徴収票のデータを取り込める機能、還付金の受取口座を早くも公金受取口座として登録できる機能が盛り込まれた。(画像:国税庁e-taxサイトより、説明文:木村諭史)

小久保利佳議員



法」について。所有者不明や連絡がつかない場合、固定資産税の未納が発生など、財政的な損失につながり、空き家の発生も助長させている。これら の法改正を受けて、村はどのように対応していくのか?

答 相続登記が義務化され、空き家の相続人が相続登記をしてくれば所有者

令和元年9月22日助言
指導を通告後、応答がなく、令和3年9月1日に再度通告をしたが、宛先不明として返送され、現在対応について検討中。

問 現在の新島村の空き家の実数、「特定空家等」認定をしている家屋の数は? また認定後の措置として、除却、修繕などの「助言・指導」「勧告」「命令」「行政代執行」などは行っていますか?

答 平成29年度の調査で1
31件、空き家等対策協議
会で認定された特定空家等
は1件で、助言・指導を

問 令和3年4月に国会で可決成立、2年後に施行が決定している、「相続が発生した日から3年以内に所有権の移転登記をしなければならない「相続登記の義務化」と、相続した土地を国に引き取つてもらうことができる法律「相続土地国庫帰属

が検証できるのは5年後になる。また、相続土地の国庫帰属法は、家屋のある土地は受け付けないのを利用して難しいと考える。法改正を受けて空き家対策の対応を変えることはない。

問 村が創設している「新島村定住化対策事業交付金」の利用実績はどのくらいか？ 本制度の利用

「特定空家等」とは

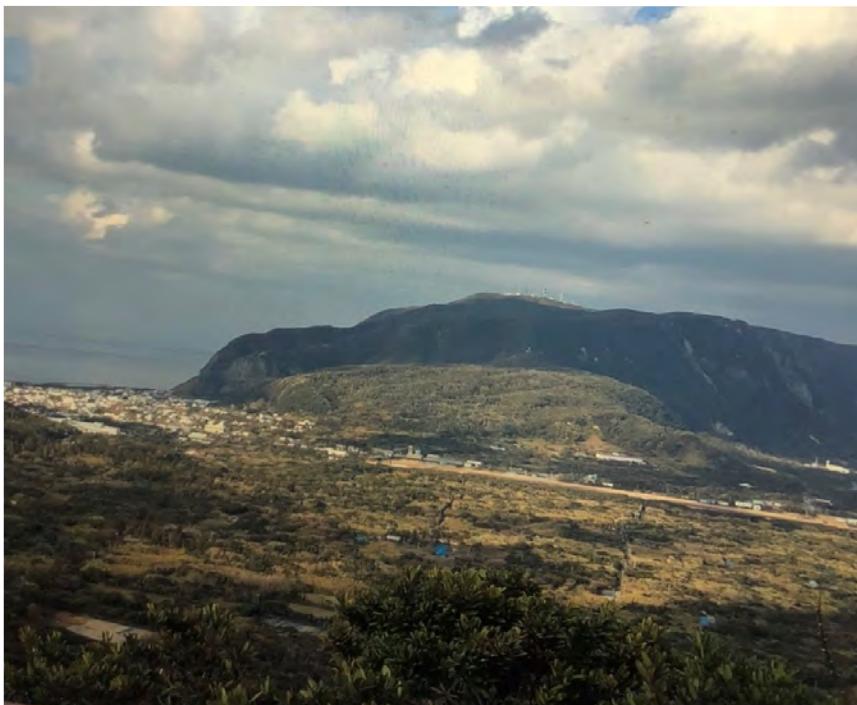
「特定空家等」とは、以下に該当する空家等（建築物および敷地）を指す。

- 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていない事により著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(空家等対策の推進に関する特別措置法より)

答 「新島村定住化対策事業交付金」については平成30年度に2件、令和2年度に5件、令和3年度は現在2件の申請が来

ている。手続きが煩雑でないかという指摘だが、土地・家屋所有者から相談があつた段階で、村指定の不動産業者がサポートをしており、そのようなことはないと考える。本交付金は移住・定住推進のため、10年間は所有者の財産を村が利用させてもらい、空き家バンクへの登録を条件として交付金を支給している。ただ、空き



▲全国の自治体が直面している空き家問題に新島はどのような対応を取るのか?

き家対策にもなることから、空き家等の利活用として「新島村空き家等対策計画」にも盛り込んである。本来、空き家の責任の所在は所有者にあり、そこには税金を投入することは公平性を欠くので、

空き家対策のための交付金の創設は今のところ考えていない。

問 新島村が住宅用地として貸付を行っている村有地のうち、空き家となつていている家屋はどのくらい

いか?

土地返還の際に更地返

土地返還の際に更地返還が条件となっているため、空き家化するケースが多くあると伺う。住宅用貸付地で空き家が発生しないような仕組みの構築が必要ではないか?

有土地の有効利用も含め
検討を行つており、空き
家バンクを活用した借地
を含む建物の所有権移転
など、「空き家」の規定
に限らず、島外移住の所
有者へ納付書送付時に案
内を同封し、意向を確認
する計画をしている。

に当たらぬよう、十分な調査を行い、法律に規定される手続きを踏んで慎重に行う必要がある。十分なマンパワーと職員の知識、予算が必要であることも理解しているが、村政運営の全体を見渡した時に、各課において事業量が年々増えている状況。また令和5年度から定年延長など役場の仕組みも変わり、それらに合わせ事業配置等の見直しが必要となるので、その中で空き家対策についても検討していきたい。

答 法律に基づく「空き家」の定義としては、1年間を通して人の出入りの有無や、水道・電気・ガスの使用状況から総合的に判断される。また、村有貸付地において、居住実態がない場合でも、村に居住されている方が管理していると思われる所以、貸付地の「空き家」とみなされているものは4件ほどである。

また、村有地の返還は更地にして返還することが土地賃貸契約書に謳われているが、住民への公平性を保つたうえで、村

問 新島村のさまざまなお題解決のために行き着くのは住宅の問題である。村中に空き家が散見される状況は、空き家対策が不十分であり、空き家対策への人員増員や職員の教育、民間委託の活用などの体制強化と適切な予算措置が必要不可欠であり、抜本的な空き家対策の見直しが必要ではないか。



木村諭史議員



オンラインを活用した移住定住促進の現状について

問

顕著な人口減少が進む

当村で、人口の社会増を図ることは重要である。例年

11月は、日本離島センター

主催の全国離島のPRイベ

ント『アイランダー』が開催されている。以前は物販や観光誘致が中心だったが、移住定住促進にテーマが移ってきてている。

今年もオンライン開催となつたアイランダーの出店の手応えや、専門家派遣の

事業におけるオンライン活用戦略は?

答

全国離島のPRイベント『アイランダー』につい

ては、オンライン開催となり、観光・物産関係で特産品の紹介や通販サイトへの誘導を行っている。

移住定住関連については、提供できる住宅がないことか

ら空き家バンクやお試し体験で民間と役場で交互や半

先進地である周防大島町から講師を招き、ワンストップ窓口設置や組織立ち上げにかかる検討会を2回にわたり行つた。

今年度参加した2名に手応えを伺つたところ、「とても良かった。今後とも民間も交えて参加してほしい」と言つていた。そこで民間と役場で交互や半



島づくり人材の積極的育成とネットワーク形成について

方には渡航費・宿泊費の補助はいかが?

答

人口減少が進んでくると、

一人一人が担う役割が増え、そ

こを補うために人材育成が大事

だと考える。同

研修を受けた職

員からも非常に有意義だったと

復命を受けていた

ところである。今後も新島

近郊で行われる

など条件があえば、島づくりを

担当の方々に参加していたりたい。（村長）
民間の方は特別旅費と研修によってケースバイケースとして対応したい。（企画調整室長）

島づくり人材養成大学趣旨



今日の離島は、我が国経済社会の急速な変化の中で、これまでの離島振興事業を中心とした施策だけでは十分対応できないさまざまな難問を抱えています。若者を中心とする人口減少により急激な過疎化・高齢化が進展し、地域独自の創意と工夫を凝らした離島地域社会の創造が急務となっています。

そこで本財団では、各島々でコミュニティの活性化や産業振興に取り組んでいる実践者を中心に、地域づくりの核となるリーダーを育成するための短期集中型の研修を、平成4年から毎年開催しています。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止）。全国の島々から受講者が集い、これまで延べ587人の修了生を輩出してきました。

▼島づくり人材養成大学の紹介ページ。参加型で極めて濃密な2泊3日であった。当時の受講仲間は1ターン定住して地域の主力になつたり、議員になつたりと、その後の活躍が見て取れる。
(文:木村諭史)